



師走です。コロナも落ち着きを見せてこれから経済が回復してくると思います。その中でぜひ「競争のいない経営」を目指して欲しいと思います。

『絶対儲かる「値上げ」のしくみ、教えます』(石原 明著)に次のような内容が書かれています。目先の利潤追求に振り回されず、値上げして得た利益を「経営のサイクルを伸ばす投資(3年先、5年先、10年先)」とすることにより、圧倒的に他社を引き離した経営をすることができるようにする。これが重要という。ぜひ将来を見据えた経営計画を立てていきましょう。

光廣 昌史

今月のトピック

- ◇「生前贈与で節税」ができなくなる!?
- ◇「ふるさと納税」確定申告の添付書類が便利に
- ◇お知らせ
「年末年始に伴う休業のお知らせ」
- ◇あとがき
「今年もありがとうございました」



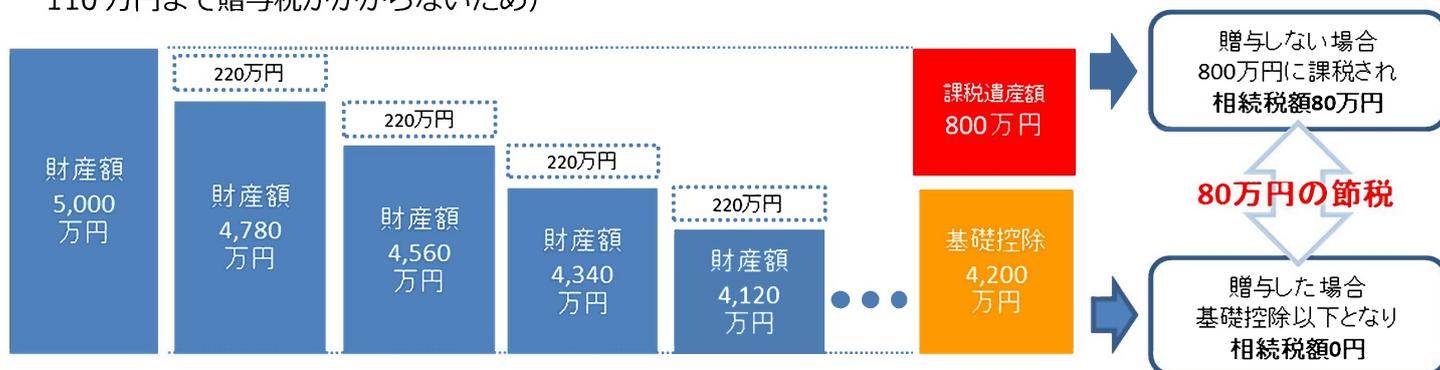
「生前贈与で節税」ができなくなる!?

相続税対策としてポピュラーな生前贈与、現金や自社株を毎年少しずつ移している方もいらっしゃるかと思います。この生前贈与で相続税対策ができなくなると巷で噂されていますが、一体どういうことでしょうか。

1. 相続税対策としての生前贈与とは?

そもそも、なぜ生前贈与が相続税対策となるのでしょうか。例えば5,000万円財産をお持ちの方がいたとします。

相続人は子供2人のみ、毎年子供それぞれに110万円ずつ贈与する前提です。(もらう人1人あたり、年間110万円まで贈与税がかからないため)



上図のように、生前にまったく贈与をしない場合、基礎控除(3,000万円+600万円×相続人の人数)を引いた後の課税遺産額が800万円となり、相続税額は80万円かかります。対して、220万円の贈与を4年間行ったのちに3年が経過すると遺産の総額が基礎控除以下となるため、相続税の申告は不要、相続税額は0円となります。

(次頁へつづく)

2. なぜ改正されるのか

贈与税は、生前に財産を減らして相続税を免れることを防止するために、同じ財産額であれば、相続税より高い税率が設定されています。しかし、少額の贈与から課税すると徴税事務が煩雑なため、年間110万円まで贈与税がかからないとされているわけですが、複数年にわたり贈与することで相続税を節税することが可能になってしまっています。政府の税制調査会では、相続税の最高税率は55%だが、贈与税の申告をする方の90%以上が贈与税率10%~20%の少額の贈与となっており、贈与税が相続税逃れの抑制になっていないと問題視しています。そのため、以下のような改正を検討しているのではないかと考えられます。**早ければ来年度予算の開始時期の令和4年4月以降、改正・適用される可能性があり、生前贈与は今年がラストチャンスかもしれません。**

改正案	内容	影響
暦年贈与課税廃止	生前の贈与すべてが相続財産となり、遺産の総額に加算される	生前贈与をしてもすべて相続財産となり、相続税が課税されるため、 相続税対策ができない
相続財産となる贈与期間の延長	現状、相続開始前3年間に行った贈与で相続人名義になった財産も相続財産として加算し、相続税が課税されます この期間を3年から10年や15年に延長する	かなり早期から生前贈与を行わないと相続税対策とならない。しかし、 10年、15年先まで見据えて生前贈与することはかなり困難

3. 暦年贈与を行う際の注意点とは？

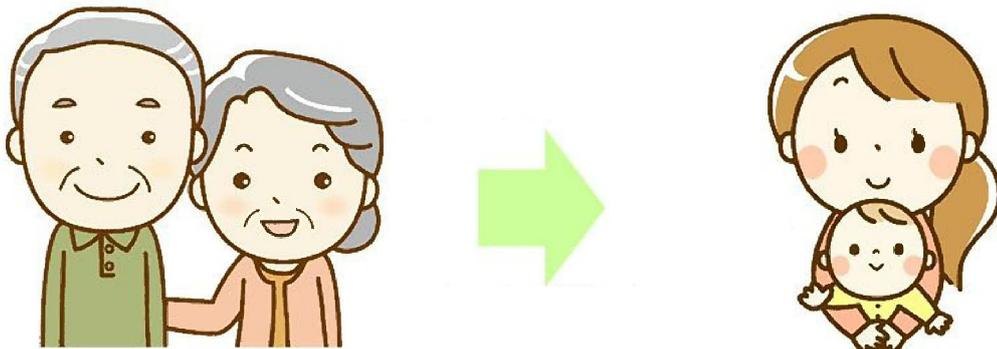
改正前の現在はまだ相続税対策として有効な生前贈与ですが、行う上で注意すべき点があります。

1, 贈与はあげた人、貰った人の認識（意思表示）が重要です。

贈与は法律上の契約とされており、あげた人の意思表示、もらう人の意思表示が必要です。そのため、認知症の親が贈与をする、**親が保管する子名義の銀行口座に振り込んだだけなどは贈与と認められません。**

2, 贈与額が年間110万円を超える場合、贈与税の申告が必要となります。

贈与された額が年間110万円を超える場合、**贈与した年の翌年3月15日までに贈与税の申告と納税が必要**になります。ただし、生活費や学費など扶養義務の範囲内で金銭等を贈与する場合、贈与税は非課税です。





「ふるさと納税」 確定申告の添付書類が便利に



総務省が公表した調査結果^{※1}によれば、令和3年度の住民税課税時における「ふるさと納税」の適用者数は552.4万人でした。この「ふるさと納税」を所得税の確定申告（以下、確定申告）によって適用する場合の添付書類について、令和3年分から便利なものが加わります。

1. ふるさと納税の概要

(1) ふるさと納税とは

「ふるさと納税」とは、指定を受けた地方公共団体（以下、団体）^{※2}へ行った寄附のうち、2,000円を超える部分の金額を所得税や住民税から控除（上限あり）する制度です。

(2) 確定申告をしなくてもよい場合

ふるさと納税は、原則、確定申告を通じて適用します。ただし、確定申告をする必要がない方で、ふるさと納税の寄附先が5か所以内の場合には、寄附先の団体へ申出を行うことで、確定申告をすることなく、同様の効果が得られます。これを「ワンストップ特例制度」といいます。先の総務省の調査結果では、適用者数は270.8万人と、5割弱がこの制度を利用しています。

2. 確定申告時に必要となる書類

(1) 確定申告をする際に必要となる書類

ふるさと納税を確定申告で適用するには、寄附先の団体が発行した「寄附金受領書」が必要です。ただし、令和3年分の確定申告からは、この書類に代えて、**特定事業者が発行した「寄附金控除に関する証明書」**（以下、証明書）を用いることができます。

(2) 特定事業者とは

「特定事業者」とは、国税庁長官により指定を受けた一定の者をいい、一覧が国税庁のサイトで公表されています。令和3年（2021年）9月15日現在、次の特定事業者が公表されています。

ポータルサイト名	特定事業者
ふるなび	株式会社アイモバイル
さとふる	株式会社さとふる
楽天ふるさと納税	楽天グループ株式会社
ふるさとチョイス	株式会社トラストバンク
ふるさとパレット	東急株式会社
ふるさとプレミアム	株式会社ユニメディア
ふるさとぷらす	株式会社エスツー
シーズンのふるさと納税	株式会社クレディセゾン
ANAのふるさと納税	全日本空輸株式会社
ふるさと本舗	株式会社ふるさと本舗
三越伊勢丹ふるさと納税	株式会社三越伊勢丹
JALふるさと納税	株式会社JALUX
au PAYふるさと納税	KDDI株式会社

出典：国税庁 HP「国税庁長官が指定した特定事業者（令和3年9月15日現在）」一部編集
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kakutei/koujyo/kifukin/tokutei.htm>

(3) 証明書の記載事項と様式

証明書には、次の事項の記載が必要です。

- ① 寄附者の氏名、住所
- ② ①がその年中にそのポータルサイトを通じて寄附をした総額（年間寄附額）
- ③ 特定事業者が管理する寄附の番号（寄附番号）
- ④ 寄附年月日
- ⑤ 寄附先の名称及び法人番号
- ⑥ その他参考となるべき事項

※①から⑥（②については寄附ごとの金額）の事項については、寄附先の団体に連絡する必要があります。

（※1）総務省 HP「ふるさと納税に関する現況調査結果の概要」https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zeimu04_02000101.html

（※2）令和3年分の確定申告時に対象となる寄附のうち指定を受けていない団体は、東京都と高知県奈半利町の2団体のみです

